

2 社会的状況

(1) 人口

安佐南区、安佐北区及び広島市全市の平成16年における面積、平成17年4月末における人口、世帯数は、表3-2.1に示すとおりです。安佐南区の広島市全市に対する割合は、面積が15.8%、人口が19.0%となっています。また、安佐北区の広島市全市に対する割合は、それぞれ47.6%、人口が13.7%となっています。

表3-2.1 面積・人口・世帯数

| 項目 | 単位 | 安佐南区 | 安佐北区 | 全 市 |
|-----|-----------------|---------|---------|-----------|
| 面積 | km ² | 117.19 | 353.35 | 742.14 |
| 人口 | 総数 | 215,360 | 156,088 | 1,139,499 |
| | 男 | 106,681 | 75,321 | 553,721 |
| | 女 | 108,679 | 80,767 | 585,778 |
| 世帯数 | 戸 | 86,090 | 59,913 | 489,291 |

注：面積は平成16年10月1日現在、人口・世帯数は平成17年4月末現在です。

資料：国土交通省国土地理院ホームページ「全国都道府県市区町村の面積
広島市ホームページ「広島市各区所管別人口・世帯数」

(2) 産業

産業別従業者数

安佐南区、安佐北区及び広島市全市の平成13年における産業別従業者数は、表3-2.2に示すとおりです。これによると安佐南区、安佐北区、広島市全市ともに第3次産業の従業者が最も多く、次いで第2次産業、第1次産業となっています。

表3-2.2 産業別従業者数(平成13年)

| 項目 | 安佐南区 | 安佐北区 | 全 市 |
|-------|--------|--------|---------|
| 第1次産業 | 25 | 98 | 337 |
| 第2次産業 | 13,605 | 16,222 | 117,632 |
| 第3次産業 | 43,116 | 30,093 | 453,949 |
| 総 数 | 56,796 | 46,413 | 571,918 |

注：平成13年10月1日現在。

資料：「事業所・企業統計調査」(平成13年，広島県)

農業

安佐南区、安佐北区及び広島市全市の平成12年における農家数等は、表3-2.3に示すとおりです。これによると、安佐南区、安佐北区、広島市全市ともに農家数では第2種兼業農家が、経営耕地面積では田の割合が最も多くなっています。

表3-2.3 農家数等(平成12年)

| 区 分 | | 単 位 | 安佐南区 | 安佐北区 | 全 市 |
|------------|---------|-----|--------|---------|---------|
| 農家数 | 専業農家 | 戸 | 240 | 428 | 839 |
| | 第1種兼業農家 | | 102 | 94 | 253 |
| | 第2種兼業農家 | | 496 | 971 | 2,113 |
| | 総数 | | 838 | 1,493 | 3,205 |
| 農家人口 | | 人 | 6,747 | 12,247 | 28,069 |
| 経営耕 地面積 | 田 | a | 32,997 | 93,313 | 174,424 |
| | 畑 | | 12,920 | 16,715 | 41,504 |
| | 樹園地 | | 1,834 | 4,482 | 12,436 |
| | 総数 | | 47,751 | 114,510 | 228,364 |

注1：平成12年2月1日現在。

注2：農家数には自給的農家は含まれていません。

資料：「農業センサス」(平成12年，広島県)

工業

安佐南区、安佐北区及び広島市全市の平成14年における事業所数等は、表3-2.4に示すとおりです。これによると、安佐南区、安佐北区ともに広島市全市に対する割合は、製造品出荷額等に比べると、事業所数、従業者数がやや高くなっています。

表3-2.4 事業所数等(平成14年)

| 区 分 | 事業所数(所) | 従業者数(人) | 製造品出荷額等(万円) |
|---------|---------|---------|-------------|
| 安 佐 南 区 | 180 | 4,201 | 10,589,440 |
| 安 佐 北 区 | 320 | 12,124 | 20,928,800 |
| 全 市 | 1,540 | 49,503 | 164,321,572 |

注：平成14年12月31日現在。

資料：「第25回広島市統計書 平成15年版(2003年版)」(平成16年，広島市)

商業

安佐南区、安佐北区及び広島市全市の平成14年における商店数等は、表3-2.5に示すとおりです。これによると、安佐南区、安佐北区ともに広島市全市に対する割合は、商店数、従業者数、年間商品販売額ともに卸売業よりも小売業の方が高くなっています。

表3-2.5 商店数等(平成14年)

| 区 分 | | 商店数(店) | 従業者数(人) | 年間商品販売額(万円) |
|-----|---------|--------|---------|-------------|
| 卸売業 | 安 佐 南 区 | 389 | 4,137 | 22,093,729 |
| | 安 佐 北 区 | 209 | 2,100 | 10,311,378 |
| | 全 市 | 5,255 | 60,378 | 727,541,508 |
| 小売業 | 安 佐 南 区 | 1,295 | 11,506 | 20,532,716 |
| | 安 佐 北 区 | 989 | 7,288 | 11,754,528 |
| | 全 市 | 10,244 | 75,948 | 140,799,115 |

注：平成14年6月1日現在。

資料：「商業統計調査」(平成14年，広島県)

産業廃棄物処理業

安佐南区、安佐北区及び広島市全市の平成16年における産業廃棄物処理施設の設置数は、表3-2.6に示すとおりです。これによると、産業廃棄物処理施設設置数の全市に対する安佐南区の割合は11.1%、安佐北区は42.9%となっています。

特別管理産業廃棄物処理施設は、安佐南区には設置されておらず、安佐北区での全市に対する割合は、41.7%となっています。

また、事業計画地周辺の産業廃棄物処理施設の設置状況は、図3-2.1に示すとおりです。

表3-2.6 産業廃棄物処理施設の設置数

単位：施設

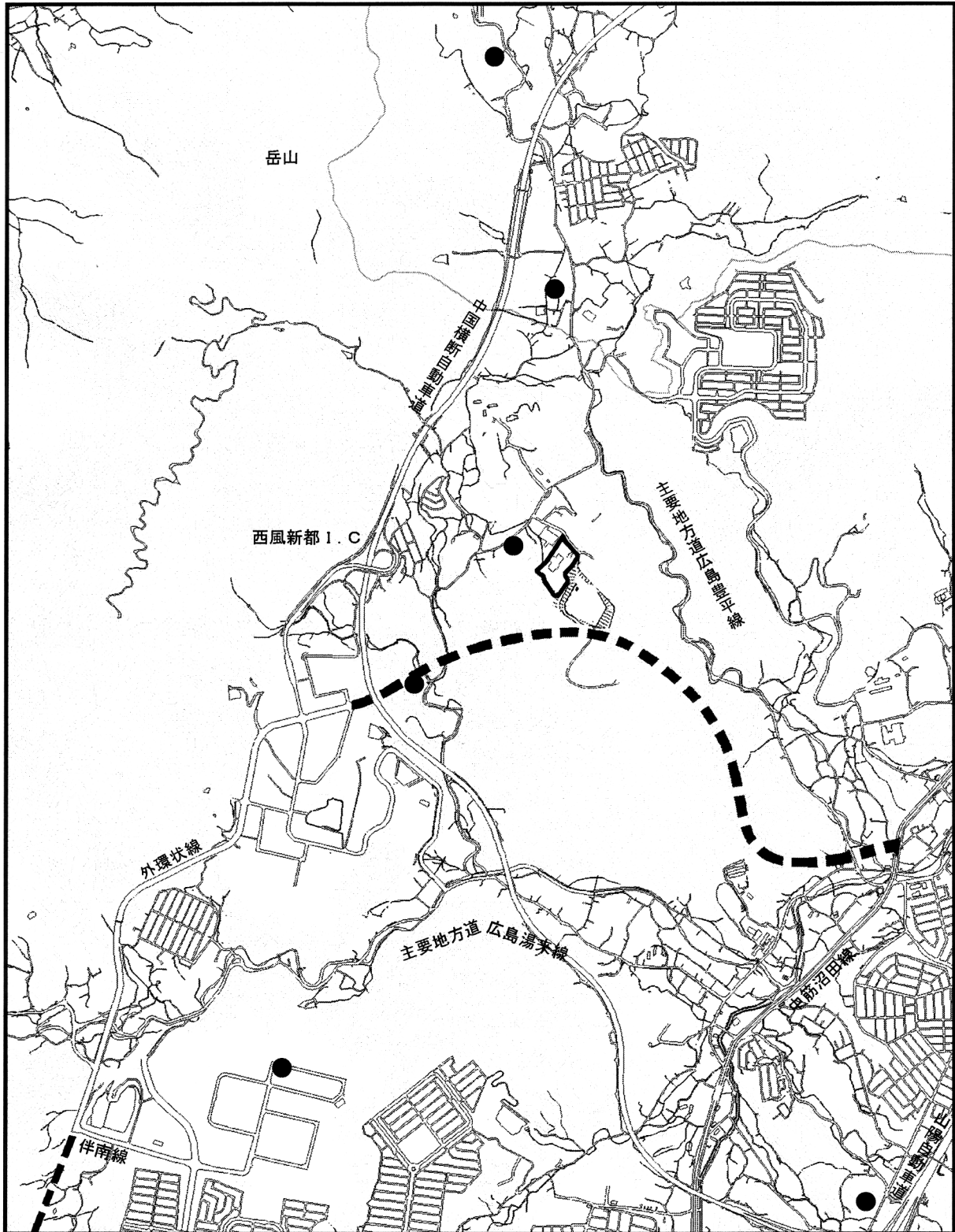
| 業の区分 | 許可区分 | | 安佐南区 | 安佐北区 | 全市 |
|--------------|------|-------|-------|------|-----|
| 産業廃棄物処理業 | 処分業 | 中間処理業 | 13(5) | 41 | 104 |
| | | 最終処分業 | 1(1) | 8 | 10 |
| 合 計 | | | 14(6) | 49 | 114 |
| 特別管理産業廃棄物処理業 | 処分業 | 中間処理業 | 0(0) | 5 | 12 |
| | | | | | |
| 合 計 | | | 0(0) | 5 | 12 |
| 総 計 | | | 14(6) | 54 | 126 |

注1：区分を重複して許可を有する場合は、区分ごとに計上しています。

注2：産業廃棄物処理業は平成16年8月1日現在、特別管理産業廃棄物処理業は平成16年12月28日現在です。

注3：()内は沼田町伴地区の設置数を示します。

資料：「処分業者一覧」(平成17年，広島市)



凡例

□ 事業計画地

● 産業廃棄物処理施設

S = 1:25,000

0 250 500 1,000(m)

N



図 3-2.1

産業廃棄物処理施設位置図

(3) 土地利用

地目別土地面積

安佐南区、安佐北区及び広島市全市の平成15年における地目別土地面積は、表3-2.7に示すとおりです。これによると、安佐南区、安佐北区、広島市全市ともに山林が最も広がっています。次いで、安佐南区及び広島市全市は宅地、安佐北区は田となっています。

表3-2.7 地目別土地面積(平成15年)

| 地目 | 単位：千㎡ | | |
|-----------|--------|---------|---------|
| | 安佐南区 | 安佐北区 | 全市 |
| 宅地 | 14,532 | 15,435 | 78,204 |
| 田 | 4,481 | 16,698 | 26,223 |
| 畑 | 2,424 | 5,767 | 12,153 |
| 山林 | 32,466 | 127,743 | 176,409 |
| 原野 | 351 | 2,432 | 2,763 |
| 池沼 | 19 | 19 | 28 |
| 塩田、牧場、鉱泉地 | - | - | - |
| 雑種地 | 4,860 | 4,860 | 14,123 |
| 軌道用地 | 652 | 652 | 2,447 |
| 総数 | 58,914 | 173,606 | 342,942 |

注：平成15年1月1日現在（公有地、公共用道路、公園等の課税対象外の土地は含みません。）

資料：「第25回広島市統計書 平成15年版(2003年版)」(平成16年，広島市)

土地利用計画

ア 都市計画

安佐南区、安佐北区及び広島市全市の平成14年度における都市計画区域及び用途地域の指定状況は、表3-2.8に示すとおりです。これによると、安佐南区、安佐北区、広島市全市ともに、用途地域では第一種住居地域が最も広がっています。

また、事業計画地周辺の用途地域指定状況は、図3-2.2に示すとおりであり、事業計画地は都市計画区域内に位置しますが、用途地域の指定は受けていません。

表3-2.8 都市計画区域等(平成14年度)

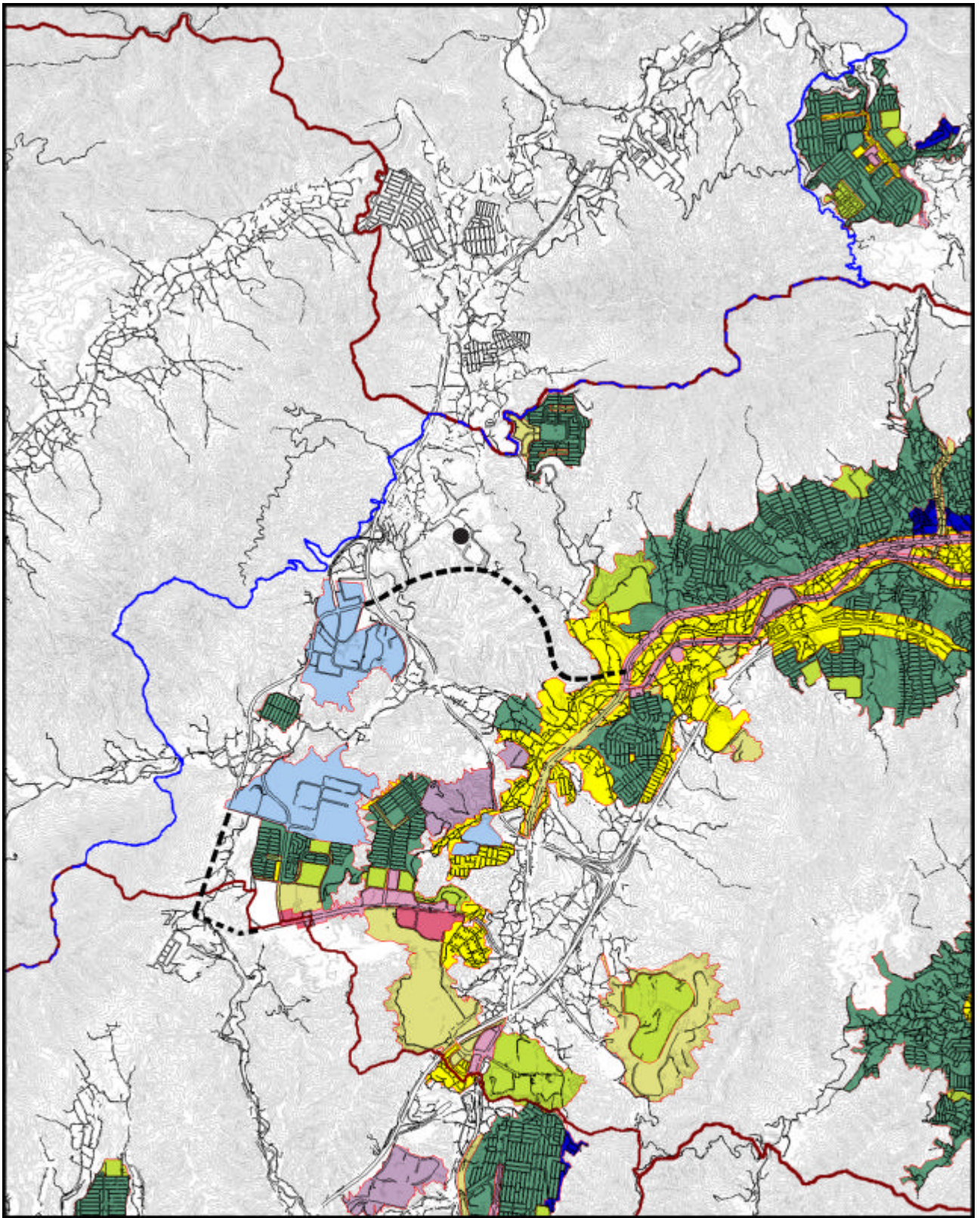
| | | 単位：ha | | |
|-------------|---------------|-------|--------|--------|
| 項 目 | | 安佐南区 | 安佐北区 | 全 市 |
| 都市計画 区 域 | 市 街 化 区 域 | 3,285 | 2,133 | 15,298 |
| | 市 街 化 調 整 区 域 | 4,158 | 4,169 | 21,147 |
| | 総 面 積 | 7,443 | 6,302 | 36,445 |
| 用途地域 | 第一種低層住居専用地域 | 901 | 652 | 3,253 |
| | 第二種低層住居専用地域 | 5 | 5 | 22 |
| | 第一種中高層住居専用地域 | 203 | 154 | 778 |
| | 第二種中高層住居専用地域 | 257 | 67 | 1,329 |
| | 第一種住居地域 | 1,133 | 829 | 4,618 |
| | 第二種住居地域 | 295 | 64 | 1,114 |
| | 準住居地域 | 13 | 22 | 66 |
| | 近隣商業地域 | 259 | 88 | 1,074 |
| | 商業地域 | 16 | 8 | 695 |
| | 準工業地域 | 108 | 138 | 1,352 |
| | 工業地域 | 96 | 108 | 667 |
| | 工業専用地域 | - | - | 300 |
| 総 面 積 | 3,285 | 2,133 | 15,298 | |

資料：「第25回広島市統計書 平成15年版(2003年版)」(平成16年，広島市)

イ 西風新都計画

広島市では現在、安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区において、「総合自立都市」、「未来都市」、「快適環境都市」の機能をもつ新都市、西風新都の建設が進められています。西風新都の開発事業の概要は、図3-2.3に示すとおりです。

事業計画地は、「善當寺工業地区」の北側に位置します。



凡例

- | | |
|--------------|---------|
| ● 事業計画地 | 第二種住居地域 |
| — 区境 | 準住居地域 |
| — 都市計画区域境 | 近隣商業地域 |
| 第一種低層住居専用地域 | 商業地域 |
| 第二種低層住居専用地域 | 準工業地域 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 工業地域 |
| 第二種中高層住居専用地域 | |
| 第一種住居地域 | |

S=1:50,000

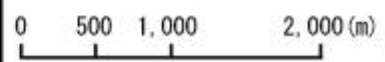
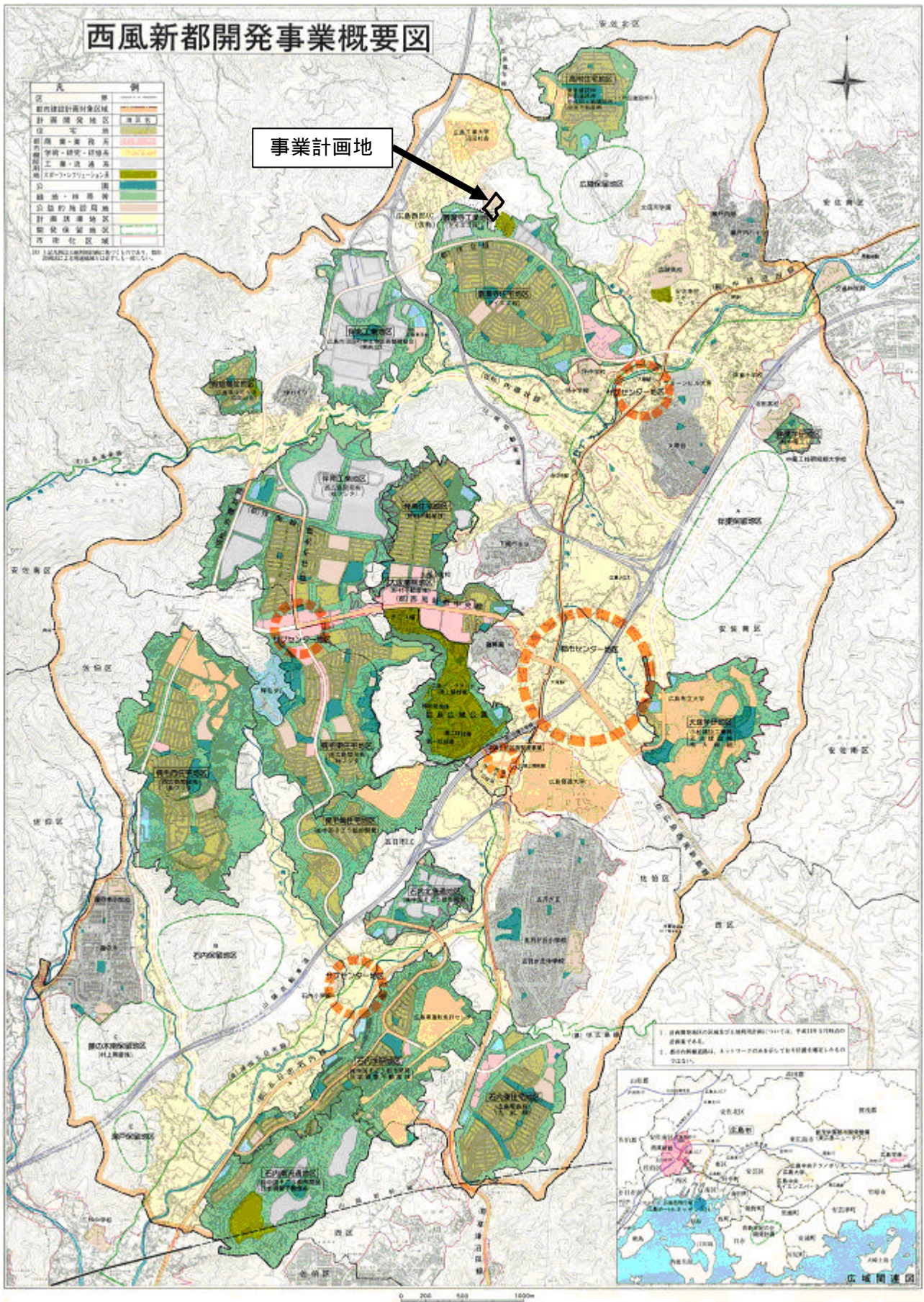


図3-2.2

用途地域指定状況

資料：「広島市都市計画総括図」(平成16年, 広島市)



資料：「広島市」

図3-2.3 西風新都開発事業概要図

(4) 水域利用

事業計画地周辺には、太田川の支川である大塚川、椎原川、細坂川が流れており、主に農業用水に利用されています。また、太田川本川には、あゆ漁等の内水面漁業権が設定されていますが、これら支川には内水面漁業権は設定されていません。

(5) 交通

事業計画地周辺の交通網は、10頁の図2-2.3に示すとおりです。高速道路では、中国横断自動車道が事業計画地の西側を南北に、一般道では、主要地方道広島豊平線が事業計画地の東側を南北に走っています。中国横断自動車道の交通量は、事業計画地周辺で平成11年には約12,500台/12時間、主要地方道広島豊平線の交通量は、事業計画地周辺で平成11年には、約9,500～22,000台/12時間(「平成11年度道路交通センサス」(中国地方建設局))となっています。

(6) 公共施設

事業計画地周辺の公共施設の設置状況は、図3-2.5に示すとおりです。これによると、最寄の公共施設として事業計画地の西北西約400mの位置に集会所があります。

(7) 生活環境施設

上水道

広島市全市の平成15年度末における上水道普及率は、給水区域内人口に対して約96.9%です。事業計画地は、給水区域内に位置します。

下水道

広島市全市の平成15年度末における公共下水道普及率は、行政区域人口に対して約92.4%です。

事業計画地は、処理区域外に位置しますが、大型ごみ破碎処理施設及び安佐南環境事業所の汚水を専用排水管により公共下水道へ放流する予定です。

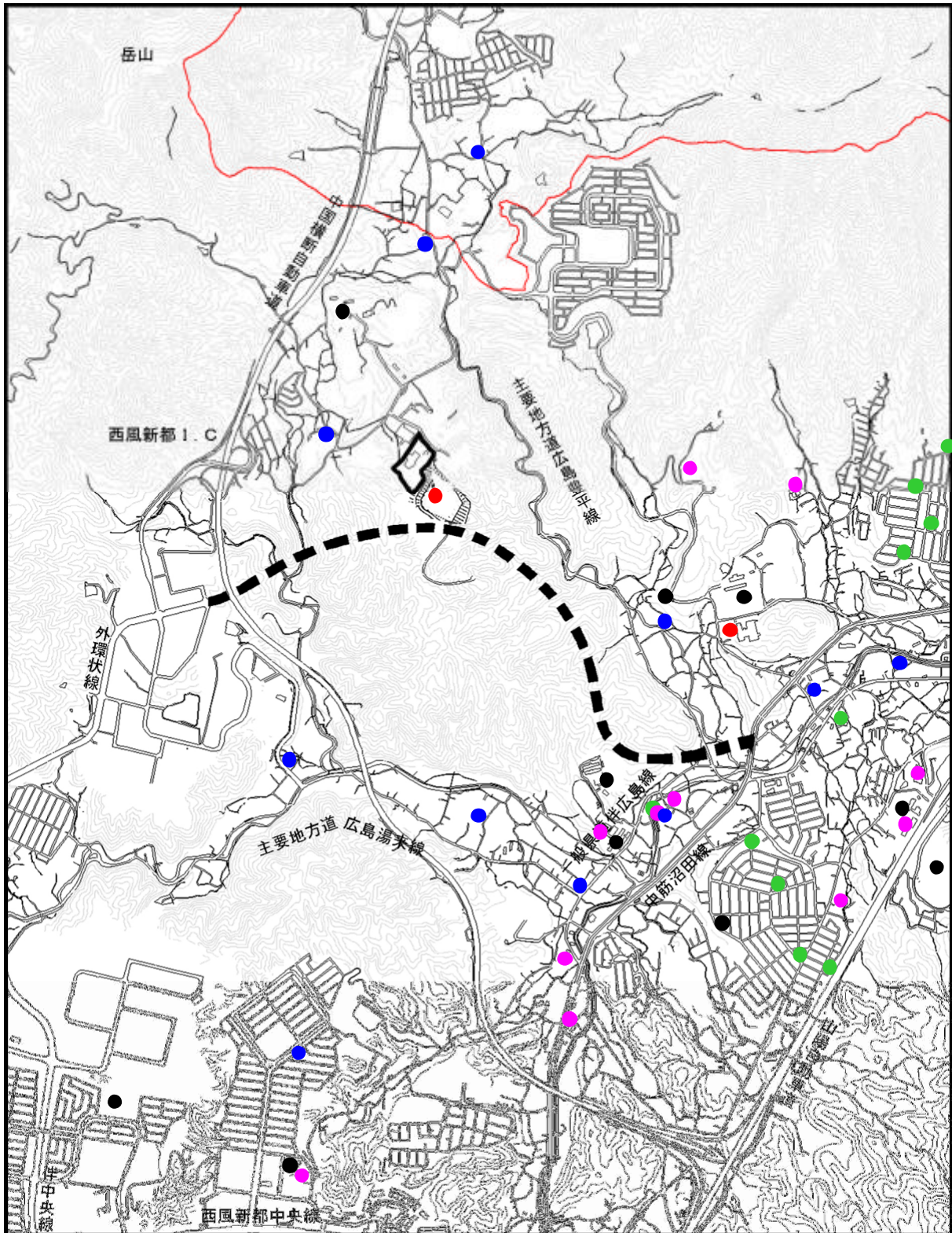
廃棄物

ア ごみ

広島市全市におけるごみ処理量は平成13年度から減少しており、平成15年度における総処理量は482,846tです。焼却処理量は総処理量の約71.3%を占める344,262tであり、近年の処理量は横ばい傾向にあります。

イ し尿

広島市全市におけるし尿処分量は、公共下水道の整備に伴い年々減少しており、平成15年度は、62,432KLです。



- 凡例**
- 事業計画地
 - 教育関連施設
 - 公民館・集会所
 - 福祉施設等
 - スポーツ施設
 - 公園・緑地(都市計画法に基づくもの)

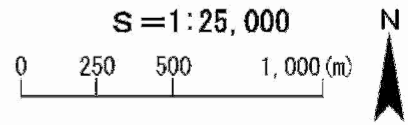


図 3-2.5

公共施設分布図

資料：広島市ホームページ
 広島県私立幼稚園連盟ホームページ

(8) 環境の保全のための法令等

法令等に基づく地域等の指定及び規制

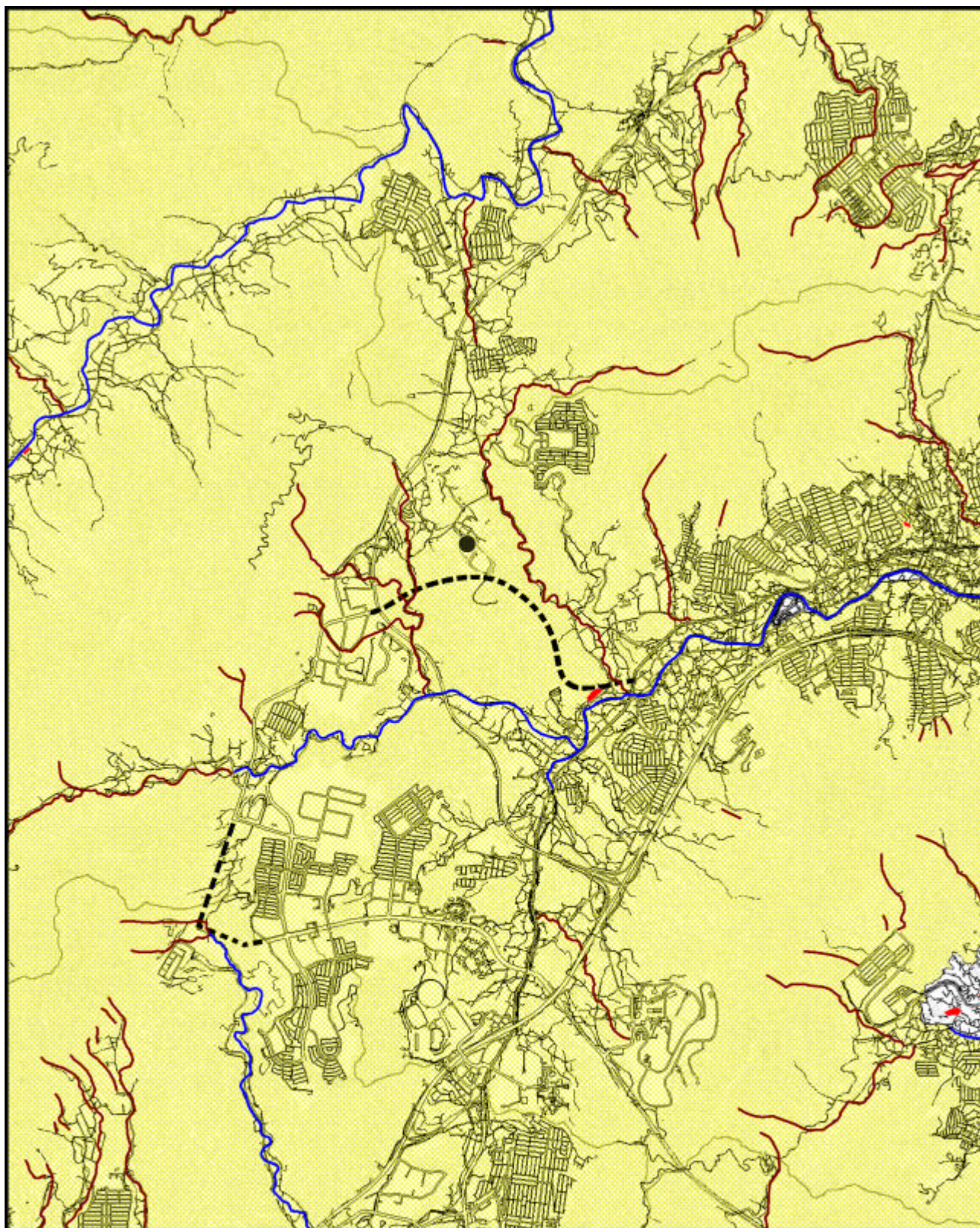
ア 自然環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

事業計画地における自然環境関係法令等に基づく地域・区域等の指定状況は表3-2.9に示すとおりです。また、事業計画地周辺における土地利用規制図は図3-2.6に、鳥獣保護区等位置図は図3-2.7に示すとおりです。

表3-2.9 自然環境等に関する法令に基づく地域・区域等の指定状況

| 区分 | 法 令 | 地域・区域等 | 指定の有無 |
|-----------------|-----------------------|----------------|-------|
| | | | 事業計画地 |
| 自然環境保全 | 自然環境保全法 | 原生自然環境保全地域 | × |
| | | 自然環境保全地域 | × |
| | 自然公園法 | 国立公園、国定公園等 | × |
| | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区等 | × |
| | 広島県自然環境保全条例 | 自然環境保全地域 | × |
| | | 緑地環境保全地域 | × |
| | ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例 | 景観指定地域 | × |
| 大規模行為届出対象地域 | | × | |
| 土地利用 | 国土利用計画法 | 都市地域 | |
| | | 農業地域 | × |
| | | 森林地域 | × |
| | | 自然公園地域 | × |
| | | 自然保全地域 | × |
| | 都市計画法 | 都市計画区域 | |
| | | 用途地域 | × |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 農業振興地域 | × | |
| | 農用地区域 | × | |
| 防 災 | 森林法 | 国有林 | × |
| | | 保安林 | × |
| | | 地域森林計画対象民有林 | × |
| | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域 | × |
| | 砂防法 | 砂防指定地 | × |
| | 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域 | × |
| | 河川法 | 河川区域、河川保全区域 | × |
| 宅地造成等規制法 | 宅地造成工事規制区域 | | |
| その他 | 文化財保護法 | 史跡・名勝・天然記念物 | × |
| | 広島県文化財保護条例 | 史跡・名勝・天然記念物(県) | × |

資料：「広島県広島地域事務所建設局管内図」(平成15年，広島県)
「広島県鳥獣保護区等位置図」(平成16年，広島県)
「環境白書」(平成16年，広島県)
「広島市都市計画総括図」(平成16年，広島市)



凡 例

- 事業計画地
- 急傾斜崩壊危険区域
- 河川区域
- 砂防指定地
- 宅地造成工事規制区域

S=1:50,000

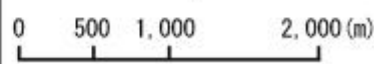
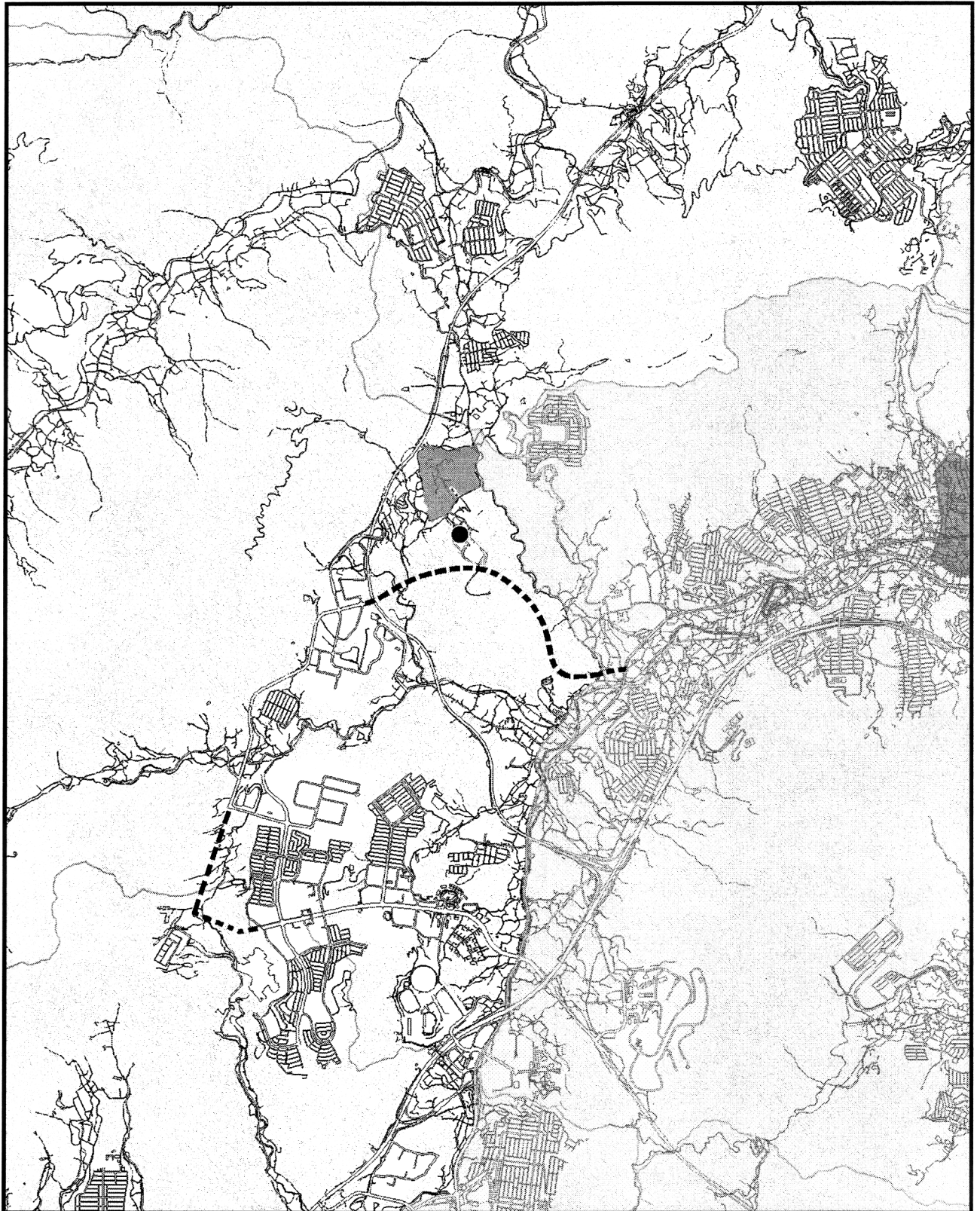


図3-2.6

土地利用規制図

資料：広島県広島地域事務所建設局管内図（平成15年3月、広島県）他



凡 例

- 事業計画地
- 銃猟禁止区域
- 鳥獣保護区

S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 (m)



図3-2.7

資料：「広島県鳥獣保護区等位置図」（平成16年，広島県）

鳥獣保護区等位置図

イ 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

(7) 大気環境

a 大気汚染

(a) 環境基準等

大気汚染に係る環境基準は表3-2.10に示すとおりです。

表3-2.10 大気の汚染に係る環境基準

昭和48年環境庁告示第25号
昭和53年環境庁告示第38号
平成 9年環境庁告示第 4号
平成11年環境庁告示第68号

| 物 質 | 環境上の条件 | 測定方法 |
|--|---|---|
| 二酸化いおう | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。 | 溶液導電率法又は紫外線蛍光法 |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 非分散型赤外分析計を用いる方法 |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | 濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法 |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | 中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法 |
| ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 |
| トリクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | |
| ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 | |
| ダイオキシン類 | 1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 備考 | | |
| <p>1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。</p> <p>2 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>5 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> | | |

(b) 規制基準等

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)及び広島県生活環境の保全等に関する条例(平成15年広島県条例第35号)に基づく大気汚染物質の排出基準(抜粋)は表3-2.11(1)から表3-2.11(3)に示すとおりです。

表3-2.11(1) 大気汚染物質の排出基準(大気汚染防止法施行規則・抜粋)

[硫黄酸化物]

昭和46年厚生省・通産省令第1号

いおう酸化物の排出基準は、次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q : いおう酸化物の量 (Nm³/時)

K : 地域ごとに定められた値(広島市 7.0、ただし佐伯区は 17.5)

He : 補正された排出口の高さ(m)

[ばいじん]

昭和46年厚生省・通産省令第1号

| 施設名 | 規模 | 焼却能力 (kg/時) | 排出基準値 (g/Nm ³) |
|--------|--|----------------|-------------------------------|
| 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が2m ² 以上ある いは焼却能力が 200kg/時以上 | 4,000以上 | 0.04 |
| | | 2,000以上4,000未満 | 0.08 |
| | | 2,000未満 | 0.15 |

備考

ばいじんの量(g)は、次の式により算出された量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : ばいじんの量(g)

O_n : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉12)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度(実測値 %)

(当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)

C_s : ばいじんの量(実測値 g)

[有害物質(塩化水素)]

昭和46年厚生省・通産省令第1号

| 施設名 | 規模 | 排出基準値(mg/Nm ³) |
|--------|--|----------------------------|
| 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が2m ² 以上ある いは焼却能力が200kg/時以上 | 700 |

備考

塩化水素の量(mg)は、次の式により算出された量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

C : 塩化水素の量(mg)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度(実測値 %)

C_s : 塩化水素の量(換算値 mg)

(実測濃度を温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス1m³中の量に換算したもの)

表3-2.11(2) 大気汚染物質の排出基準(大気汚染防止法施行規則・抜粋)

[有害物質(窒素酸化物)]

昭和46年厚生省・通産省令第1号

| 施設名 | | 規模 | 排出ガス量 (万Nm ³ /時) | 排出基準値 (cm ³ /Nm ³) |
|---|-------|--|--------------------------------|--|
| 廃棄物焼却炉(浮遊回転燃焼式連続炉) | | 火格子面積が 2m ² 以上あるい は焼却能力が 200kg/時以上 | | 450 |
| 廃棄物焼却炉(特殊廃棄物焼却炉) | | | 4未満 | 700 |
| その他の廃棄物焼却炉 | 連続炉 | | 4以上 | 250 |
| | 連続炉以外 | | | |
| <p>備考</p> <p>窒素酸化物の量(cm³)は、次の式により算出された量とする。</p> $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ <p> <i>C</i> : 窒素酸化物の量 (cm³) <i>O_n</i> : 施設ごとに定められた値(廃棄物焼却炉12) <i>O_s</i> : 排出ガス中の酸素の濃度(実測値 %) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。) <i>C_s</i> : 窒素酸化物の量(換算値 cm³) (実測濃度を温度が零度であって圧力が一気圧の状態における 排出ガス1m³中の量に換算したもの) </p> | | | | |

表3-2.11(3) 大気汚染物質の排出基準(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則・抜粋)

[ダイオキシン類]

平成11年総理府令第67号

| 施設名 | 規模 | 焼却能力(kg/時) | 排出基準値 (ng-TEQ/Nm ³) | | |
|------------|---|----------------|---------------------------------|-------------|------------|
| | | | 新設炉 | 既設炉 | |
| | | | | ~ H14.11.30 | H14.12.1 ~ |
| 廃棄物 焼却炉 | 火床面積が0.5m ² 以上又は焼却能 力が50kg/時以上 | 4,000以上 | 0.1 | 80 | 1 |
| | | 2,000以上4,000未満 | 1 | 80 | 5 |
| | | 2,000未満 | 5 | 80 | 10 |

b 騒音

(a) 環境基準

騒音に係る環境基準は、表3-2.12に示すとおりであり、事業計画地は広島県告示によりB類型に指定されています。

事業計画地周辺における類型指定状況は図3-2.8に示すとおりです。

表3-2.12 騒音に係る環境基準

平成10年環境庁告示第64号
平成11年広島県告示第149号

「道路に面する地域以外の地域」

| 地域の類型 | 基準値 | |
|-------|-----------|-----------|
| | 昼間（6～22時） | 夜間（22～6時） |
| AA | 50デシベル以下 | 40デシベル以下 |
| A及びB | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| C | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 |

注：広島県における地域の類型を当てはめる地域は以下のとおりです。

AA類型：該当地域なし

A類型：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B類型：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

C類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

「道路に面する地域」

| 地域の類型 | 基準値 | |
|--|-----------|-----------|
| | 昼間（6～22時） | 夜間（22～6時） |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |

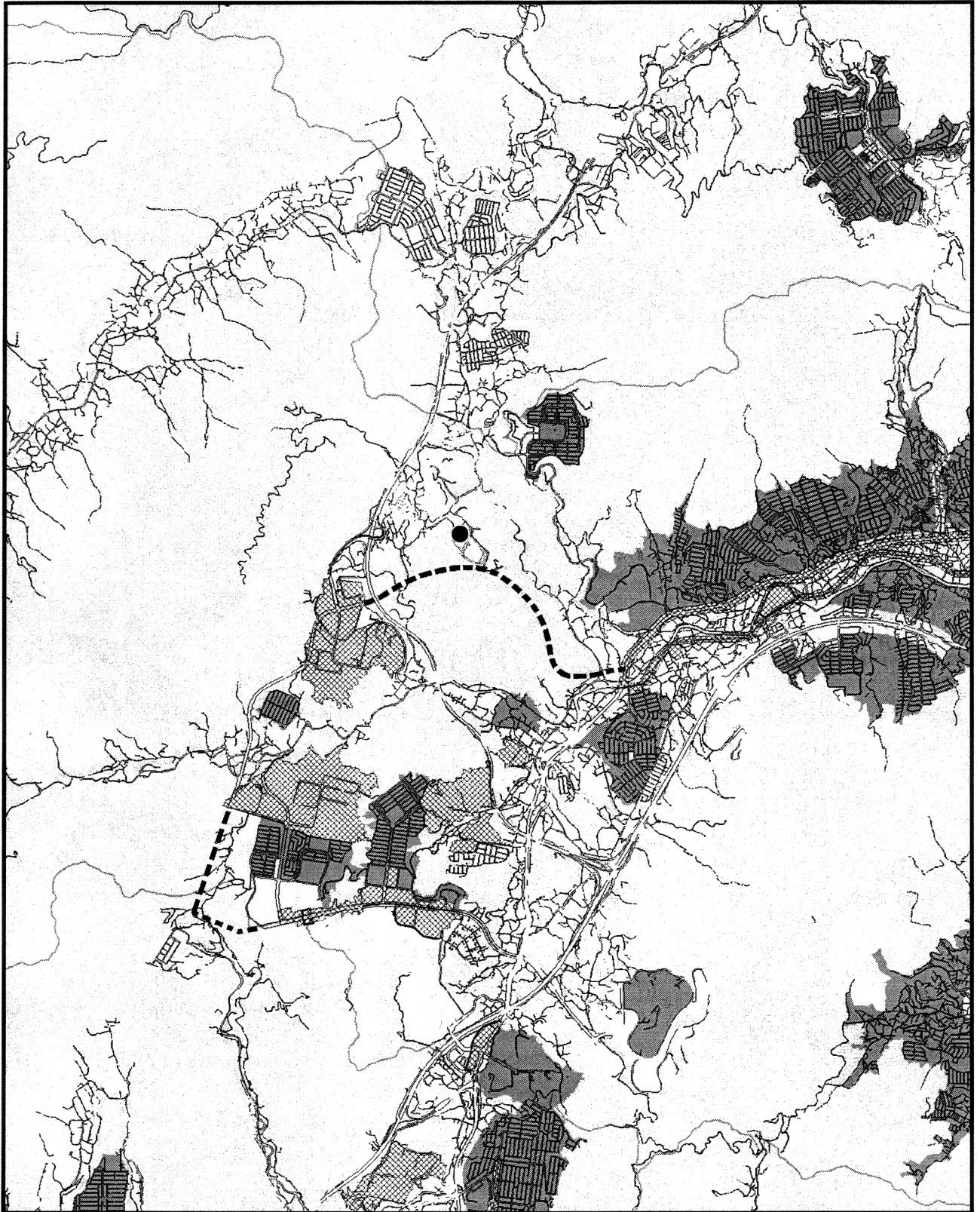
備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 基準値 | |
|--|-----------|
| 昼間（6～22時） | 夜間（22～6時） |
| 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |
| 備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過します騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。 | |

注1：「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

注2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。



凡例

● 事業計画地

環境基準類型 規制区域

- | | |
|-------|-----|
| ■ A類型 | a区域 |
| □ B類型 | b区域 |
| ▨ C類型 | c区域 |

S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 (m)



図3-2.8

環境基準類型指定状況 (騒音)

規制区域指定状況 (騒音・自動車)

(b) 規制基準等

騒音規制法(昭和43年法律第98号)に規定する特定工場等に係る広島市における規制基準は、表3-2.13に示すとおりで、事業計画地は第二種区域に指定されています。

また、表3-2.14に示すとおり、自動車騒音の限度が定められています。

事業計画地周辺における区域の指定状況は、特定工場等において発生する騒音については図3-2.9、自動車騒音については前頁の図3-2.8に示すとおりです。

なお、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を表3-2.15に示します。

表3-2.13 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

昭和61年広島市告示第96号

| 区域の区分 | 昼間 (8～18時) | 朝(6～8時) 夕(18～22時) | 夜間 (22～6時) |
|-------|---------------|----------------------|---------------|
| 第一種区域 | 50デシベル | 45デシベル | 45デシベル |
| 第二種区域 | 55デシベル | 50デシベル | 45デシベル |
| 第三種区域 | 60デシベル | 60デシベル | 50デシベル |
| 第四種区域 | 70デシベル | 70デシベル | 60デシベル |

備考1 騒音の測定は、特定工場等の敷地の境界線上で行います。

2 広島市における区域の指定は以下のとおりです。

第一種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第二種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第四種区域：工業地域、工業専用地域

表3-2.14 自動車騒音の要請限度

平成12年総理府令第15号

昭和61年広島市告示第96号

| 区域の区分 | 昼間 (6～22時) | 夜間 (22～6時) |
|--|---------------|---------------|
| a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域 | 65デシベル | 55デシベル |
| a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70デシベル | 65デシベル |
| b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75デシベル | 70デシベル |

備考1 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

2 広島市における区域の指定は以下のとおりです。

a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

表3-2.15 特定建設作業の規制に関する基準

昭和43年厚生省・建設省告示第1号

昭和61年広島市告示第96号

| 敷地境界における大きさ | 作業時間 | 1日の作業時間長 | 作業期間 | 作業日 |
|-------------|------------------------------|-----------------|---------------|-------------------|
| 85デシベル | 午後7(10)時から翌日午前7(6)時まで行われないこと | 10(14)時間を越えないこと | 連続して6日を越えないこと | 日曜日その他の休日に行われないこと |
| | 適用除外 | 適用除外 | 適用除外 | 適用除外 |

注1： 指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から80mを超える所の作業時間及び1日の作業時間長は、()内に示すとおりです。

注2： 適用除外は以下のとおりです。

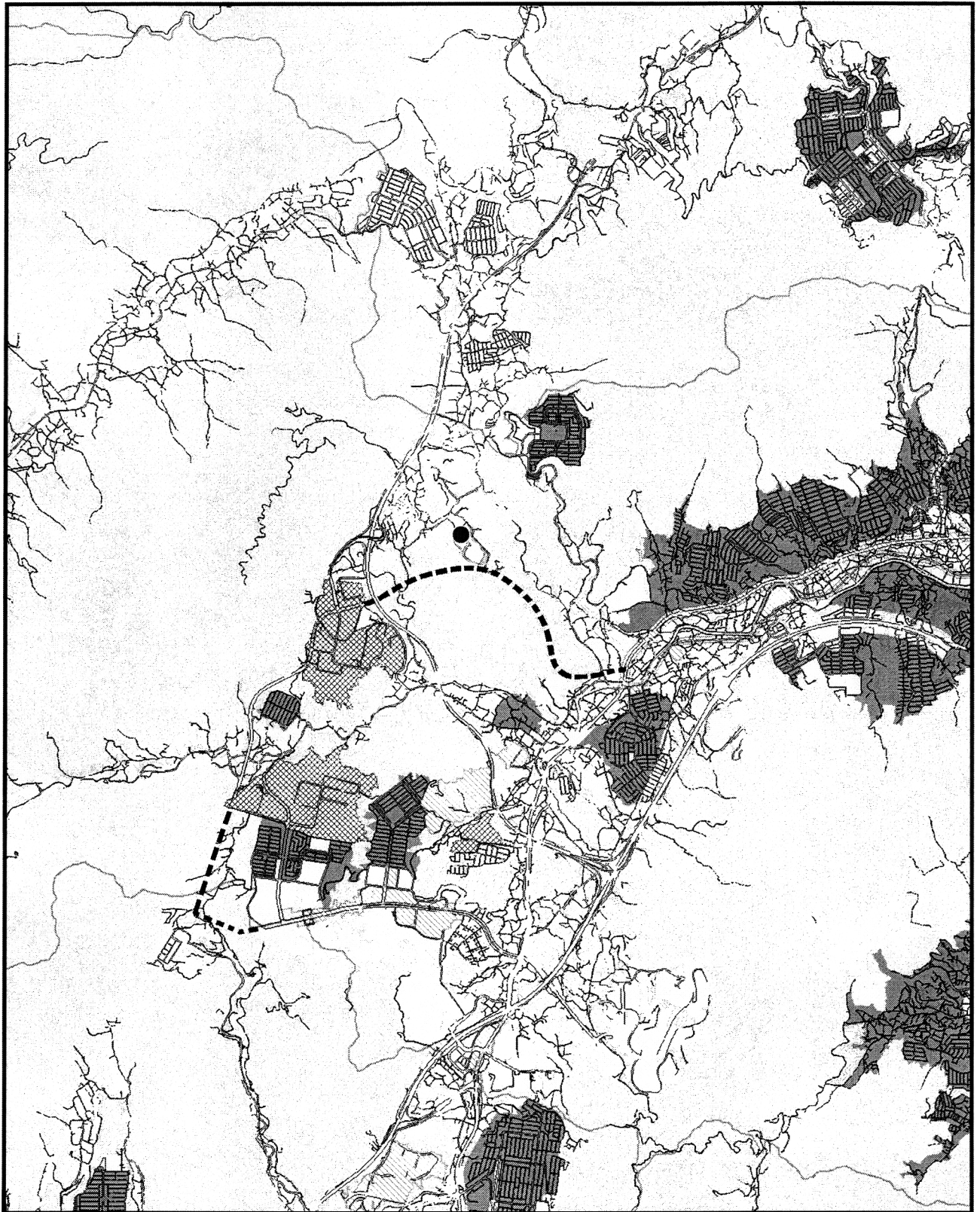
災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合

人の生命・身体の危険防止のため必要な場合

鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合

道路法による専用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合

変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合



凡 例

- 事業計画地
- 第一種区域
- 第二種区域
- ▨ 第三種区域
- ▩ 第四種区域

S=1:50,000

0 500 1,000 2,000(m)



図3-2.9

規制区域指定状況
(騒音・特定工場等)

c 振動

振動については、環境基準は定められていません。

振動規制法(昭和51年法律第64号)に規定する特定工場等に係る広島市における振動の規制基準は、表3-2.16に示すとおりで、事業計画地は第一種区域に指定されています。

また、表3-2.17に示すとおり、道路交通振動の限度が定められています。

事業計画地周辺における区域の指定状況は図3-2.10に示すとおりです。

なお、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表3-2.18に示します。

表3-2.16 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

昭和61年広島市告示第97号

| 区域の区分 | 昼 間 (7～19時) | 夜 間 (19～7時) |
|-------|----------------|----------------|
| 第一種区域 | 60デシベル | 55デシベル |
| 第二種区域 | 65デシベル | 60デシベル |

備考 広島市における区域の指定は次のとおりです。

第一種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

なお、工業専用地域は区域の指定がされていません。

表3-2.17 道路交通振動の要請限度

昭和51年総理府令第58号

昭和61年広島市告示第97号

| 区域の区分 | 昼 間 (7～19時) | 夜 間 (19～7時) |
|-------|----------------|----------------|
| 第一種区域 | 65デシベル | 60デシベル |
| 第二種区域 | 70デシベル | 65デシベル |

備考1 区域の区分は、特定工場等の振動の場合と同様です。

2 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とします。

3 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとします。

4 振動レベルは、5秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とします。

表3-2.18 特定建設作業の規制に関する基準

昭和51年総理府令第58号

昭和61年広島市告示第97号

| 敷地境界における大きさ | 作業時間 | 1日の作業時間長 | 作業期間 | 作業日 |
|-------------|------------------------------|-----------------|---------------|-------------------|
| 75デシベル | 午後7(10)時から翌日午前7(6)時まで行われないこと | 10(14)時間を越えないこと | 連続して6日を越えないこと | 日曜日その他の休日に行われないこと |
| | 適用除外 | 適用除外 | 適用除外 | 適用除外 |

注1： 指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から80mを超える所の作業時間及び1日の作業時間長は、()内に示すとおりです。

注2： 適用除外は以下のとおりです。

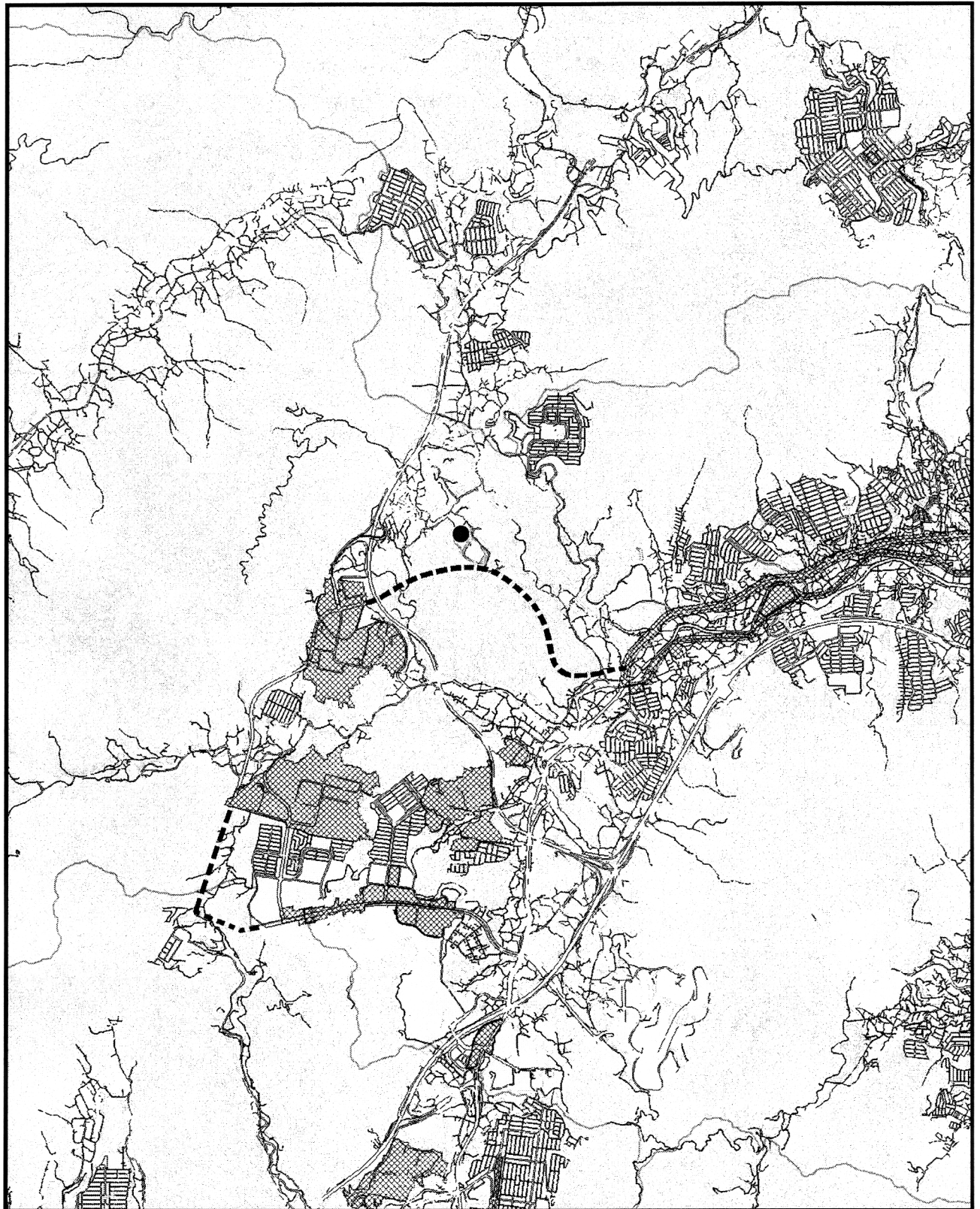
災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合

人の生命・身体の危険防止のため必要な場合

鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合

道路法による専用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合

変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合



凡 例

- 事業計画地
- ▨ 第一種区域
- ▩ 第二種区域

S=1:50,000

0 500 1,000 2,000(m)



図3-2.10

規制区域指定状況（振動）

d 悪臭

悪臭については、環境基準は定められていません。

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づく広島市における悪臭物質の規制基準は、表3-2.19に示す許容限度であり、広島市全域が規制地域に指定されています。事業計画地は都市計画区域内に位置しますが用途地域の定めのない地域であるため、第2種区域に該当します。

事業計画地周辺における規制地域の指定状況は図3-2.11に示すとおりです。

表3-2.19 悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準

平成15年広島市告示第314号

[敷地の境界線の地表]

| 区域の区分 | 用途地域の区分等 | 許容限度 |
|-------|--|--------|
| 第1種区域 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 | 臭気指数10 |
| 第2種区域 | 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域の定めのない地域であって第3種区域に該当する区域を除く区域 | 臭気指数13 |
| 第3種区域 | 工業地域及び工業専用地域並びに都市計画区域の定めのない地域 | 臭気指数15 |

[排出口：排出口の実高さが15m以上の施設]

臭気指数の許容限度を基礎として、次の式により算出された臭気排出強度（排出気体の臭気指数及び流量を基礎として算出される値）とする。

$$q_t = \frac{60 \times 10^4}{F_{\max}}$$

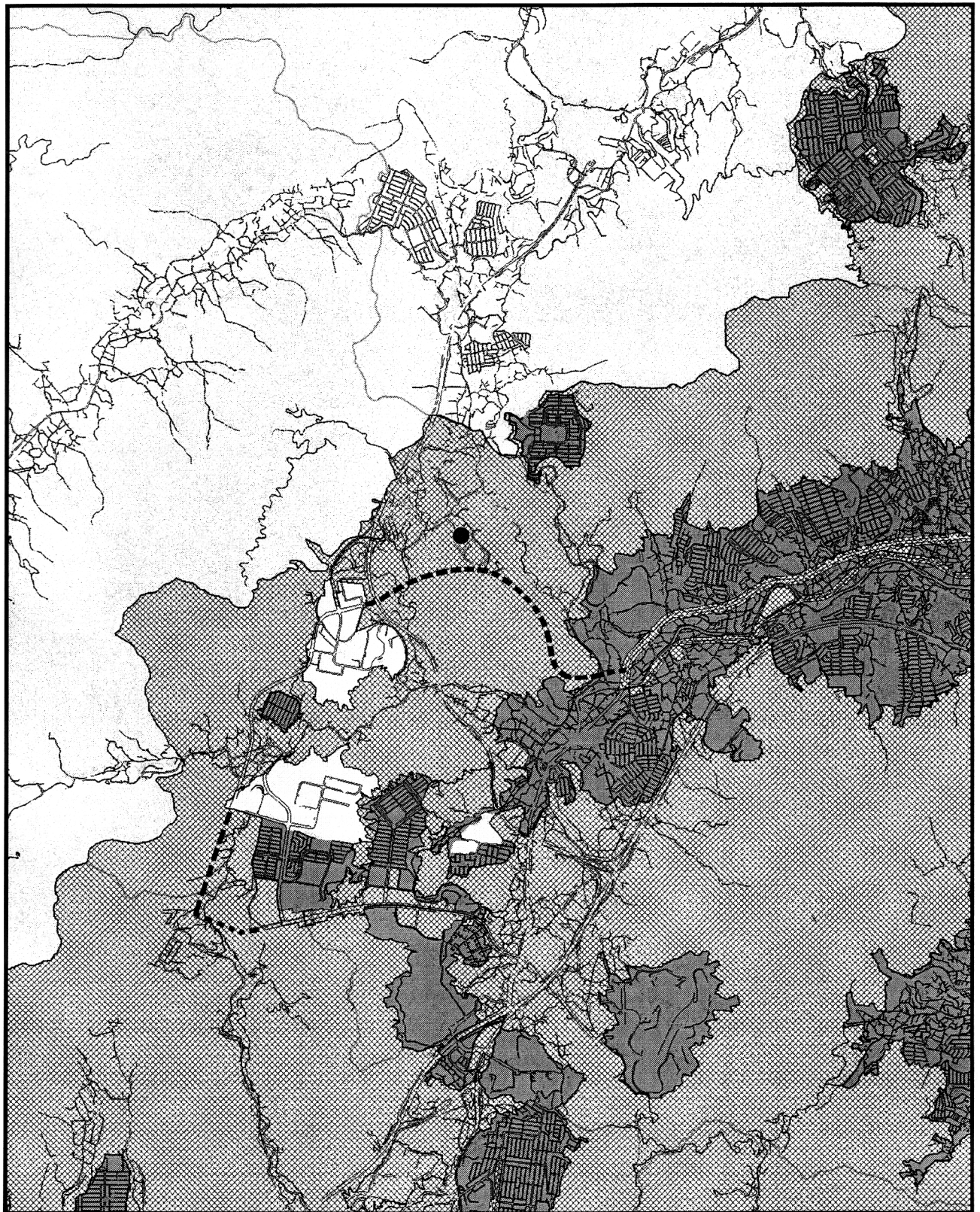
$$A = \frac{L}{10} - 0.2255$$

q_t : 排出ガスの臭気排出強度 (Nm³/分)

F_{\max} : 悪臭防止法施行規則別表第三に定めるの式により算出される $F(X)$ (臭気排出強度 (Nm³/秒) に対する排出口からの風下距離 X (m) における地上での臭気濃度) の最大値 (秒/Nm³)。ただし、 $F(X)$ の最大値として算出される値が 1 を排出ガスの流量で除した値を超えるときは、1 を排出ガスの流量 (Nm³/秒) で除した値とする。

L : 敷地の境界線の地表における規制基準 (許容限度：事業計画地は13)

(抜粋：詳細は悪臭防止法第6条の2を参照)



凡 例

- 事業計画地
- 第一種区域
- ▨ 第二種区域
- ▧ 第三種区域

S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 (m)



図3-2.11

規制区域指定状況 (悪臭)

(i) 水環境

水質汚濁

a 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準(抜粋)は表3-2.20及び表3-2.21に示すとおりです。

なお、「生活環境の保全に関する環境基準」については、事業計画地周辺の河川では、安川がB類型に指定されています。

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表3-2.20に示すとおりです。

表3-2.20 人の健康の保護に関する環境基準

公共用水域：昭和46年環境庁告示第59号
平成11年環境庁告示第68号
地下水：平成9年環境庁告示第10号
平成11年環境庁告示第68号

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|--|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム | 0.01mg/L以下 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 | チウラム | 0.006mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | シマジン | 0.003mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| P C B | 検出されないこと | ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | セレン | 0.01mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | ふっ素 | 0.8mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下 | ほう素 | 1mg/L以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | ダイオキシン類 | 1pg-TEQ/L以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 | | |
| 備考 | | | |
| 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 | | | |
| 2 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 | | | |
| 3 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。 | | | |
| 4 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 | | | |

表3-2.21 生活環境の保全に関する環境基準(抜粋)

河川(湖沼を除く)

昭和46年環境庁告示第59号

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|-------------------------------------|-----------------|-------------------------|---------------------|---------------|----------------------|
| | | 水素イオン 濃度(pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量(SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L 以上 | 50MPN/ 100mL以下 |
| A | 水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L以下 | 25mg/L以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/ 100mL以下 |
| B | 水道3級 水産2級及びC以下の欄 に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 25mg/L以下 | 5mg/L以上 | 5,000MPN/ 100mL以下 |
| C | 水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L以下 | 50mg/L以下 | 5mg/L以上 | - |
| D | 工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L以下 | 100mg/L以下 | 2mg/L以上 | - |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L以下 | ごみ等の浮遊 が認められないこと | 2mg/L以上 | - |

備考:
 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

注:1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 :コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b 規制基準等

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく排出基準は、表3-2.22及び表3-2.23に示すとおりです。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和46年広島県条例第69号)では水質汚濁防止法に基づいて、上記の排水基準より厳しい上乗せ排水基準を定めており、その基準は表3-2.24に示すとおりです。

なお、下水道への排除基準を表3-2.25に示します。

表3-2.22 排出基準(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則・抜粋)

平成11年総理府令第67号

| 種 類 | 排出基準値(pg-TEQ/L) | | |
|---------------------|-----------------|------------------------|------------|
| | 新設施設 | 既 存 施 設 | |
| | | H12.1.15 ~ H15.1.14 | H15.1.15 ~ |
| 廃棄物焼却炉の 廃ガス洗浄施設等 | 10 | 50 | 10 |

表3-2.23 排水基準(水質汚濁防止法:排水基準を定める省令)

昭和46年総理府令第35号

[有害物質]

| 有害物質の種類 | 許容限度 | 有害物質の種類 | 許容限度 |
|--|---------------|-------------------------------|--|
| カドミウム及びその化合物 | カドミウム 0.1mg/L | 1,1-ジクロロエチレン | 0.2mg/L |
| シアン化合物 | シアン 1mg/L | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L |
| 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。) | 1mg/L | 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 鉛 0.1mg/L | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L |
| 六価クロム化合物 | 六価クロム 0.5mg/L | 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L |
| 砒素及びその化合物 | 砒素 0.1mg/L | チウラム | 0.06mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 水銀 0.005mg/L | シマジン | 0.03mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.2mg/L |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L | ベンゼン | 0.1mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.3mg/L | セレン及びその化合物 | セレン 0.1mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.1mg/L | ほう素及びその化合物 | ほう素 10mg/L(海域以外の公共用水域に排出) 230mg/L(海域に排出) |
| ジクロロメタン | 0.2mg/L | ふっ素及びその化合物 | ふっ素 8mg/L(海域以外の公共用水域に排出) 15mg/L(海域に排出) |
| 四塩化炭素 | 0.02mg/L | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L | | |
| 備考 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 | | | |

[その他の項目]

| 項目 | 許容限度 | 項目 | 許容限度 |
|--|--|----------------------------|-------------|
| 水素イオン濃度(水素指数) | 5.8~8.6(海域以外の公共用水域に排出) 5.0~9.0(海域に排出) | 亜鉛含有量 (mg/L) | 5 |
| 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | 160(日間平均120) | 溶解性鉄含有量 (mg/L) | 10 |
| 化学的酸素要求量 (mg/L) | 160(日間平均120) | 溶解性マンガン含有量 (mg/L) | 10 |
| 浮遊物質 (mg/L) | 200(日間平均150) | クロム含有量 (mg/L) | 2 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (mg/L) | 5 | 大腸菌群数 (個/cm ³) | 日間平均3,000 |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量) (mg/L) | 30 | 窒素含有量 (mg/L) | 120(日間平均60) |
| フェノール類含有量 (mg/L) | 5 | 燐含有量 (mg/L) | 16(日間平均8) |
| 銅含有量 (mg/L) | 3 | | |
| 備考 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、一日当りの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場または事業場に係る排水水について適用する。 3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 4 窒素及びリンについては、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する(瀬戸内海及び流入河川は適用される。) | | | |

表3-2.24 上乗せ排水基準(抜粋)

昭和46年広島県条例第69号

[一般基準]

| 項目 | 許 容 限 度 | | | | | | |
|---|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-----------------|------------------|
| | 第一種水域 | | 第二種水域 | | 第三種水域 | | 第四種水域 |
| | 河川等 | 湖沼 | 河川等 | 湖沼 | 河川等 | 湖沼 | |
| 水素イオン濃度 (水素指数) | | | | | | | 5.5以上 9.0以下 |
| 生物化学的酸素要求量[mg/L] | 90 (日間平均70) | | | | | | |
| 化学的酸素要求量 [mg/L] | | 50 (日間平均40) | | 85 (日間平均65) | | 120 (日間平均90) | 130 (日間平均100) |
| 浮遊物質 [mg/L] | 90 (日間平均70) | | 90 (日間平均70) | | | | |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)[mg/L] | 8 | | 8 | | 20 | | 20 |
| 備考 | | | | | | | |
| 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 | | | | | | | |
| 2 この表に掲げる排水基準は、排水量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 | | | | | | | |
| 3 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。 | | | | | | | |
| 4 事業計画地周辺の河川は第二種水域にあたる。 | | | | | | | |

[瀬戸内海水域における特例(項目は、化学的酸素要求量)]

| 業 種 等 | 許容限度(mg/L) | | |
|-------|-----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|
| | 最大排水量 5,000m ³ /日以上 | 最大排水量 5,000～500m ³ /日 | 最大排水量 500m ³ /日未満 |
| ごみ処理業 | 20 (15) | 30 (20) | 40 (30) |

注1: ()内は日平均値である。

注2: この表に掲げる排水基準は、水質汚濁防止法に規定する特定事業場で、日最大排水量が50m³以上のものについて適用する。

表3-2.25 下水道への排除基準

昭和34年政令第147号
昭和47年広島市条例第96号

| 項目 | 基準 | 項目 | 基準 |
|--|-----------------|----------------------|---------------|
| カドミウム及びその化合物 | カドミウム 0.1mg/L以下 | ベンゼン | 0.1mg/L以下 |
| シアン化合物 | シアン 1mg/L以下 | セレン及びその化合物 | セレン 0.1mg/L以下 |
| 有機燐化合物 | 1mg/L以下 | ほう素及びその化合物 | ほう素 230mg/L以下 |
| 鉛及びその化合物 | 鉛 0.1mg/L以下 | ふっ素及びその化合物 | ふっ素 15mg/L以下 |
| 六価クロム化合物 | 六価クロム 0.5mg/L以下 | フェノール類 | 5mg/L以下 |
| 砒素及びその化合物 | 砒素 0.1mg/L以下 | 銅及びその化合物 | 銅 3mg/L以下 |
| 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 | 水銀 0.005mg/L以下 | 亜鉛及びその化合物 | 亜鉛 5mg/L以下 |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | 鉄及びその化合物 (溶解性) | 鉄 10mg/L以下 |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L以下 | マンガン及びその化合物 (溶解性) | マンガン 10mg/L以下 |
| トリクロロエチレン | 0.3mg/L以下 | クロム及びその化合物 | クロム 2mg/L以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | ダイオキシン類 | 10pg-TEQ/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.2mg/L以下 | 水素イオン濃度 | 水素指数5を超え9未満 |
| 四塩化炭素 | 0.02mg/L以下 | 生物化学的酸素要求量 | 五日間に600mg/L未満 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L以下 | 浮遊物質 | 600mg/L未満 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.2mg/L以下 | ノルマルヘキサン 鉍油類含有量 | 5mg/L以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L以下 | 抽出物質含有量 動植物油類含有量 | 30mg/L以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L以下 | 窒素含有量 | 240mg/L未満 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L以下 | 燐含有量 | 32mg/L未満 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L以下 | 温度 | 45 未満 |
| チウラム | 0.06mg/L以下 | 沃素消費量 | 220未満 |
| シマジン | 0.03mg/L以下 | | |
| チオベンカルブ | 0.2mg/L以下 | | |
| 備 考 | | | |
| 各項目は、排水量50m ³ /日以上の特特定業場の排除基準である。 | | | |
| は、事業計画地からの排水を処理する広島市西部浄化センターの排除基準である。 | | | |

(7) 土壌環境

土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、表3-2.26に示すとおりです。

表3-2.26 土壌の汚染に係る環境基準

平成 3年環境庁告示第46号

平成11年環境庁告示第68号

| 項 目 | 環境上の条件 |
|-------------------|---|
| カドミウム | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐 ^{りん} | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 六価クロム | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 |
| 砒素 ^ひ | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀 | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| P C B | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.03mg以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| チウラム | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| シマジン | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| ベンゼン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| セレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| ふっ素 | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。 |
| ほう素 | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| ダイオキシン類 | 土壌1gにつき1,000pg-TEQ以下であること。 |
| 備考 | <p>1 「検液中に検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p> <p>3 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>4 ダイオキシン類については、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p> <p>5 ダイオキシン類を除く項目に係る環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。ダイオキシン類に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。</p> |

ウ 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧

事業計画地における公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧は表3-2.27(1)及び表3-2.27(2)に示すとおりです。

表3-2.27(1) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧(環境基準)

| 分類 | 項目 | 環境基準 | | 備考 |
|------------------|------------------------|---|----------|-----|
| 大 気 汚 染 | 二酸化いおう | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。 | | |
| | 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | | |
| | 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | | |
| | 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | | |
| | 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。 | | |
| | ベンゼン | 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | | |
| | トリクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | | |
| | テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | | |
| | ジクロロメタン | 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 | | |
| 騒 音 | 等価騒音レベル | 昼間(6～22時) | 55デシベル以下 | B類型 |
| | | 夜間(22～6時) | 45デシベル以下 | |
| 振 動 | 振動については環境基準は定められていません。 | | | |
| 悪 臭 | 悪臭については環境基準は定められていません。 | | | |
| 水 質 汚 濁 | カドミウム | 0.01mg/L以下(年間平均値) | | |
| | 全シアン | 検出されないこと(最高値) | | |
| | 鉛 | 0.01mg/L以下(年間平均値) | | |
| | 六価クロム | 0.05mg/L以下(年間平均値) | | |
| | 砒素 | 0.01mg/L以下(年間平均値) | | |
| | 総水銀 | 0.0005mg/L以下(年間平均値) | | |
| | アルキル水銀 | 検出されないこと(年間平均値) | | |
| | P C B | 検出されないこと(年間平均値) | | |
| | ジクロロメタン | 0.02mg/L以下(年間平均値) | | |
| | 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下(年間平均値) | | |
| | 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下(年間平均値) | | |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 0.02mg/L以下(年間平均値) | | |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下(年間平均値) | | |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下(年間平均値) | | |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下(年間平均値) | | |
| | トリクロロエチレン | 0.03mg/L以下(年間平均値) | | |
| | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下(年間平均値) | | |
| | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下(年間平均値) | | |
| | チウラム | 0.006mg/L以下(年間平均値) | | |
| | シマジン | 0.003mg/L以下(年間平均値) | | |
| | チオベンカルブ | 0.02mg/L以下(年間平均値) | | |
| | ベンゼン | 0.01mg/L以下(年間平均値) | | |
| | セレン | 0.01mg/L以下(年間平均値) | | |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下(年間平均値) | | | |
| ふっ素 | 0.8mg/L以下(年間平均値) | | | |
| ほう素 | 1mg/L以下(年間平均値) | | | |
| ダイオキシン類 | 1pg-TEQ/L以下(年間平均値) | | | |

表3-2.27(1) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧(環境基準の続き)

| 分類 | 項目 | 環境基準 | 備考 |
|------------------|-----------------|--|----|
| 土 壌 汚 染 | カドミウム | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。 | |
| | 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | |
| | 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 | |
| | 鉛 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | |
| | 六価クロム | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 | |
| | 砒素 | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 | |
| | 総水銀 | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 | |
| | アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | |
| | P C B | 検液中に検出されないこと。 | |
| | 銅 | 農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 | |
| | ジクロロメタン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 | |
| | 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 | |
| | 1,2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 | |
| | 1,1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 | |
| | シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 | |
| | 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること。 | |
| | 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 | |
| | トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.03mg以下であること。 | |
| | テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | |
| | 1,3-ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 | |
| | チウラム | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 | |
| | シマジン | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。 | |
| | チオベンカルブ | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 | |
| | ベンゼン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | |
| | セレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 | |
| | ふっ素 | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。 | |
| | ほう素 | 検液1Lにつき1mg以下であること。 | |
| | ダイオキシン類 | 土壌1gにつき1,000pg-TEQ以下であること。 | |

表3-2.27(2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧(規制基準)

| 分類 | 関係法令 | 項目 | 規制基準 | 備考 | |
|------|----------------|---|--|------------------------------------|-------|
| 大気汚染 | 大気汚染防止法 | いおう酸化物 | K=7.0 | 焼却能力が200kg/時以上 | |
| | | ばいじん | 0.04g/Nm ³ | 焼却能力が4,000kg/時以上 | |
| | | 塩化水素 | 700mg/Nm ³ | 焼却能力が200kg/時以上 | |
| | | 窒素酸化物 | 250ppm | その他の廃棄物焼却炉(連続炉)であって、焼却能力が200kg/時以上 | |
| | ダイオキシン類対策特別措置法 | ダイオキシン類 | 0.1ng-TEQ/Nm ³ | 焼却能力4,000kg/時以上 | |
| 騒音 | 騒音規制法 | 騒音レベル | 昼間 | 55デシベル | 第2種区域 |
| | | | 朝・夕 | 50デシベル | |
| | | | 夜間 | 45デシベル | |
| 振動 | 振動規制法 | 振動レベル | 昼間 | 60デシベル | 第1種区域 |
| | | | 夜間 | 55デシベル | |
| | | | 75デシベル | 特定建設作業 | |
| 悪臭 | 悪臭防止法 | 臭気指数 | 13 | 第2種区域 | |
| 水質汚濁 | 水質汚濁防止法 | カドミウム及びその化合物 | カドミウム 0.1mg/L | | |
| | | シアン化合物 | シアン 1mg/L | | |
| | | 有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) | 1mg/L | | |
| | | 鉛及びその化合物 | 鉛 0.1mg/L | | |
| | | 六価クロム化合物 | 六価クロム 0.5mg/L | | |
| | | 砒素及びその化合物 | 砒素 0.1mg/L | | |
| | | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 水銀 0.005mg/L | | |
| | | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | | |
| | | ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L | | |
| | | トリクロロエチレン | 0.3mg/L | | |
| | | テトラクロロエチレン | 0.1mg/L | | |
| | | ジクロロメタン | 0.2mg/L | | |
| | | 四塩化炭素 | 0.02mg/L | | |
| | | 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L | | |
| | | 1,1-ジクロロエチレン | 0.2mg/L | | |
| | | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L | | |
| | | 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L | | |
| | | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L | | |
| | | 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L | | |
| | | チウラム | 0.06mg/L | | |
| | | シマジン | 0.03mg/L | | |
| | | チオベンカルブ | 0.2mg/L | | |
| | | ベンゼン | 0.1mg/L | | |
| | | セレン及びその化合物 | セレン 0.1mg/L | | |
| | | ほう素及びその化合物 | ほう素 10mg/L | | |
| | | ふっ素及びその化合物 | ふっ素 8mg/L | | |
| | | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L | | |
| | | ダイオキシン類対策特別措置法 | ダイオキシン類 | 10pg-TEQ/L | |

表3-2.27(2) 公害の防止に係る地域等の指定及び規制の一覧(規制基準の続き)

| 分類 | 関係法令 | 項目 | 規制基準 | 備考 |
|------------------|-------|--------------------------|---------------------|---------------|
| 土壌汚染 | | 土壌汚染については規制基準は定められていません。 | | |
| 下水の排除の制限に係る水質の基準 | 下水道法 | カドミウム及びその化合物 | カドミウム 0.1mg/L以下 | |
| | | シアン化合物 | シアン 1mg/L以下 | |
| | | 有機燐化合物 | 1mg/L以下 | |
| | | 鉛及びその化合物 | 鉛 0.1mg/L以下 | |
| | | 六価クロム化合物 | 六価クロム 0.5mg/L以下 | |
| | | 砒素及びその化合物 | 砒素 0.1mg/L以下 | |
| | | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 水銀 0.005mg/L以下 | |
| | | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | |
| | | ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L以下 | |
| | | トリクロロエチレン | 0.3mg/L以下 | |
| | | テトラクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | |
| | | ジクロロメタン | 0.2mg/L以下 | |
| | | 四塩化炭素 | 0.02mg/L以下 | |
| | | 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L以下 | |
| | | 1,1-ジクロロエチレン | 0.2mg/L以下 | |
| | | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L以下 | |
| | | 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L以下 | |
| | | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L以下 | |
| | | 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L以下 | |
| | | チウラム | 0.06mg/L以下 | |
| | | シマジン | 0.03mg/L以下 | |
| | | チオベンカルブ | 0.2mg/L以下 | |
| | | ベンゼン | 0.1mg/L以下 | |
| | | セレン及びその化合物 | セレン 0.1mg/L以下 | |
| | | ほう素及びその化合物 | ほう素 230mg/L以下 | 西部浄化センター基準 |
| | | ふっ素及びその化合物 | ふっ素 15mg/L以下 | 西部浄化センター基準 |
| | | フェノール類 | 5mg/L以下 | |
| | | 銅及びその化合物 | 銅 3mg/L以下 | |
| | | 亜鉛及びその化合物 | 亜鉛 5mg/L以下 | |
| | | 鉄及びその化合物(溶解性) | 鉄 10mg/L以下 | |
| | | マンガン及びその化合物(溶解性) | マンガン 10mg/L以下 | |
| | | クロム及びその化合物 | クロム 2mg/L以下 | |
| | | ダイオキシン類 | 10pg-TEQ/L以下 | |
| | | 水素イオン濃度 | 水素指数5を超え9未満 | |
| | | 生物化学的酸素要求量 | 五日間に600mg/L未満 | |
| | | 浮遊物質量 | 600mg/L未満 | |
| | | ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | 5mg/L以下 30mg/L以下 | 鉱油類 動植物油脂類 |
| | | 窒素含有量 | 240mg/L未満 | |
| | | 燐含有量 | 32mg/L未満 | |
| | | 温度 | 45 未満 | |
| 沃素消費量 | 220未満 | | | |

環境基本計画

広島市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「広島市環境基本計画」を平成13年10月に策定しています。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための部門計画として、環境行政の中心的な役割を担うものとして位置付けられ、計画の期間は平成22年度までとされています。